

## 事業計画（案）

自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日

### 本会の目的と事業

本会は、海難審判及び海難審判事件に関する調査、研究を行い、海難防止施策に寄与するとともに、海難審判関係人の権利を擁護することにより、海難審判の適正な運用に資し、もって海事の発展に貢献することを目的とする（寄附行為第3条）。

本会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行うこととする。

#### I 海難審判等に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1号・2号）

##### 1. 海難審判裁決例調査研究事業（斉藤基金事業）

海難審判裁決について、海難審判所裁決例集に取り上げるべき裁決の選定、判示事項の摘出等について調査研究するとともに、その他の海難防止上必要な事項について調査研究を行うものである。

平成23年度においては、学識経験者、海技専門家、海事補佐人及び海難審判所の審判官・理事官により構成する「海難審判裁決例調査研究会」を開催し、平成21年中に裁決言渡のあった主要な事件等について調査研究を行う。

また、調査研究の結果については、とりまとめて海難審判裁決例集を編集、刊行するとともに、機関誌等において、その要約等を紹介し、海難防止のために広く活用できるようにする。

##### 2. 船舶事故調査報告書事例研究事業（斉藤基金事業）

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書について、船舶事故の再発防止に有用な重大な事故の事案に関し検討及びその他の必要な事項について調査研究（報告書の選定、事故の特徴、事故原因、被害の原因の分析及び再発防止上の教訓等）を行う。

##### 3. 海難審判等に関する研究奨励事業（斎藤基金事業）

海難審判及び海難に関する各種資料を整備のうえ、海事研究者等に資料を貸与提供するなどして、調査、研究を勧奨することとする。

## II 海難審判関係人の権利擁護事業（寄附行為第4条第3号・第4号）

### 1. 海難審判の扶助事業（日本財団助成事業）

海難審判において、経済的な理由により海事補佐人を依頼できない海難審判関係人のために、必要な扶助を行い、同関係人の権利を擁護するとともに、海難審判の適正な運用に資する。

平成23年度においては、受審人等から扶助の申出のあった事件について「海難審判扶助審査委員会」で審査し、年間50件を目標に審判扶助を行う。

### 2. 海難審判の相談事業（日本海事センター補助事業）

全国9カ所の海難審判相談所において、海難を起こし審判を受ける船員等のために、海難審判に関する一切の相談に無償で応じるものである。

平成23年度においては、1,000件を目途に相談に応じることとする。

## III 海難審判等に関する周知啓発事業（寄附行為第4条第5号）

### 1. 裁決録情報等の電子化による周知拡充事業（自主事業）

海難審判庁の裁決である裁決書には、海難の事実、認定証拠、原因及び行政処分等の海難に関する貴重な情報が詳細に記述されている。

本事業は、当協会のホームページに電子化された裁決録を掲載することにより、海事関係団体、関係行政機関、研究機関、各種図書館、船社、水産漁業者、海事補佐人、海難関係人等のみならず、広く一般にも海難事件に関する情報を閲覧可能な、利用し易いものとし、海上交通の安全に寄与するものである。

平成23年度においては、平成10年～同12年の間に言渡された全裁決を電子情報化し、同データベースに事件種別、発生年月日、発生場所、船舶情報、海難の態様及び海難の原因等の検索機能を持たせてホームページへ掲載することとする。

## 2. 海難審判庁裁決例集等の刊行事業（自主事業）

ア 平成20年に裁決のあった事件から主要裁決事例を摘出し、判示事項、参考図等を付して編集したうえ、「海難審判裁決例集」第51巻として、230部を刊行し、有償で提供する。

イ 平成22年1月から同年12月までの裁決を利用しやすいように2分冊の裁決録として編集、刊行し、各110部を有償で提供する。

ウ 平成21年分裁決録に係る船名、発生場所及び海難原因等別の索引を編集し、裁決録索引として、110部を刊行し、裁決録購入者に無償で提供する。

## 3. 機関誌の刊行事業（自主事業）

本会の事業を周知啓発するため、機関誌「ふねとうみーその安全を求めて」を年3回、各2,000部を刊行して、賛助会員、関係行政機関及び海事関係団体等に無償で配付する。

## 4. 裁決の海難防止活動への活用事業（自主事業）

海難審判裁決を海難防止に役立てるため、裁決事例等をもとに作成した海難分析集等を800部刊行し、有償で提供する。

## 5. 海難情報・資料等提供事業（斎藤基金事業）

重大海難事件の裁決が言い渡されたときには、速やかにその裁決を要約し参考図等を付した情報を賛助会員及び海事関係団体等に提供する。

また、ホームページにおいて、海難に関する種々の情報や資料を海事関係者はもとより広く一般にも提供する。